

「第 3 期岐阜県強靱化計画（素案）」に対する県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

■ご意見を募集した期間：令和 6 年 1 2 月 6 日（金）から令和 7 年 1 月 6 日（月）まで

■ご意見をいただいた人数（件数）：4 人（1 9 件）

番号	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	素案 8 4 頁に「水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく」、「土砂災害・防災への意識を深めていく」といった記載について、あたかも水害に限定したようにみえるが、地震等を含む自然災害全般に資する防災教育を進めることが重要と思われるため検討をお願いしたい。（水害に限定する理由があればご教示願いたい。）	ご指摘いただいた「推進方針」につきましては、水害や土砂災害への対策を整理した「(2) 国土保全」に位置付けた項目の 1 つではありますが、防災教育にも大きく関連するものであることから、「(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成」にも再掲項目として位置付けております。 地震をはじめとする自然災害全般に関する防災教育につきましては、学校、職場、地域における研修や訓練の実施、幼稚園や小中学校等における「異なる危険を想定した命を守る訓練」の実施、災害時における地域との連携を含めた災害から命を守る取組みについて実践する「高校生防災アクション」の推進などを「(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成」内の「推進方針」として位置付けた上で、着実に進めてまいります。
2	学習指導要領における、小学 3 ・ 4 年生の社会科で「地域のマップづくり」について触れられている。また、「第 3 次学校安全の推進に関する計画」においても、安全マップの作成が、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法」の例であることや、「安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効」といった内容が記載されている。 若年層からの防災教育は重要と考えられること、防災マップの作成をはじめとした体験学習等が有効と考えられることから、これらを考慮した教育形態を検討いただきたい。	いただいたご意見も踏まえ、引き続き学習指導要領に基づき、マップづくり等を通じた防災・安全教育に取り組んでまいります。 なお、計画素案 8 5 ページの（住民主体での避難対策の強化）の 1 つ目に位置付ける『「災害・避難カード」の作成』については、小中学校や高校の授業でも実施する体験型の取組みであるほか、デジタル版として、ホームページ上でもカードを作成できるようにしており、今後も引き続きその取組みを進めることとしております。
3	県は災害前に近隣県、支援対象県（安全圏）と災害時の訓練参加を共有しあう、且つ災害時対策本部にも連携を考慮して同席。	県では、毎年、県内での大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を実施しており、その訓練には、関係する他県の危機管理担当部局にも参加いただいております。また、中部 9 県 1 市と災害時の応援に関する協定を締結しており、被災者等の避難、救援等の対策が、本県だけでは十分に実施できない場合に、支援を受けることができる体制を構築しております。 計画素案 9 0 ページの（救出救助に係る連携体制の強化）の 1 つ目に位置付けたとおり、引き続き様々な関係機関が参加する訓練を実施し、災害対応力の強化に努めることとしております。
4	自衛隊の活動拠点の確保、想定される地域への道路整備、ボランティアの受入整備。	災害時における自衛隊の活動拠点となる県広域防災拠点については、計画素案 7 0 ページ（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）において、追加指定も含め、その機能強化等を図ることとしております。 道路設備については、3 9 ページ（緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保）において、緊急輸送道路の整備等を進めていくこととしております。 ボランティアの受入整備については、9 0 ページから 9 1 ページの（災害ボランティアの受入・連携体制の構築）において、災害時における円滑な受入れに向けた関係機関との連携強化等を進めていくこととしております。
5	瓦礫の収集、廃棄場所の事前確保と処理のイメージ訓練。	計画素案 8 2 ページ（災害廃棄物対策の推進）内の 1 つ目の「推進方針」に位置付けたとおり、県及び各市町村の「災害廃棄物処理計画」の実効性確保に必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っていくこととしております。

番号	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
6	必ず起きる停電と断水を徹底的に追求、代替案の確立。	計画素案65ページの（総合的な大規模停電対策の推進）には、代替電源の確保や電気事業者との連携・協力による早期の電力復旧に関する「推進方針」を位置付けております。 また、66ページの（上水道の応急復旧体制の強化）には、断水が発生した際の近隣市町村及び関係団体と連携した応急給水体制や応急復旧体制の確保に関する「推進方針」を位置付けております。 引き続き、こうした災害時における電気・水道等のライフラインの確保に向けた取組みを着実に進めてまいります。
7	一般ボランティアは被災後数ヶ月に限定。以後の作業は被災地区の住民に日当を払って生活支援。	災害の規模にもよりますが、復旧・復興には多くの支援の手が必要となることから、その目途がつくまでは、一般ボランティアの方々にも支援をいただきたいと考えております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	罹災証明書・・・住民が平生から書けるように訓練（職員の負担が少なくなるとともに処理が早くなる） 家屋解体・・・いざと言う時の解体への家族の了解を事前にとっておく。	計画素案73ページ（切れ目のない被災者生活再建支援）の4つ目の「推進方針」に位置付けたとおり、本県では災害時の被災者支援に関する各種制度を県ホームページで公開しております。 災害時に被災者の方が速やかに支援制度を活用できるよう、引き続き防災啓発イベント等において、制度や必要となる手続きの周知・啓発等を実施してまいります。
9	安否確認時の氏名の公表にプライバシーは考慮しない取決めが必要。	本県では、災害時における安否不明者については、DV等を理由に住民基本台帳の閲覧制限の対象とされている方を除き、家族の同意を確認することなく氏名等を公表することとしております。 また、計画素案90ページ（救出救助に係る連携体制の強化）の2つ目では、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく迅速な対応について位置付けており、引き続き災害時における安否不明者捜索・救助活動の効率化・円滑化等を進めることとしております。
10	重機軍団の編成（雪除車同様）	計画素案90ページ（支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化）に位置付けた「推進方針」のとおり、本県では、様々な関係機関と災害時応援協定を締結しており、災害時における重機等の活用も含め、引き続き新たな協定締結の検討を進めてまいります。
11	人命救助の方法の追求	計画素案78ページ（災害対応力強化のための資機材整備等）の3つ目及び4つ目の項目には、災害時における救助・捜索の中心的役割を担う消防及び警察における資機材整備や人材育成に関する「推進方針」を位置付け、災害時における救助・捜索体制の充実強化を図っていくこととしております。 また、90ページ（救出救助に係る連携体制の強化）として、関係機関との訓練の実施や、安否不明者の氏名公表による迅速な対応を位置付けております。
12	指定避難所には井戸、排泄マンホールを必須条件にする。	防災井戸や上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレの整備などによる避難所の防災機能の強化について「推進方針」に追記することとします。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	地域消防団の待遇をより良くする。	計画素案80ページ（消防団員、水防団員等の確保・育成）の1つ目の項目には、消防団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなどによる効果的な団員確保対策の検討について、「推進方針」として位置付けております。

番号	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
14	8 頁目に「災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給」との記述があります。 現在の日本は、海外の戦争、外国政府による食料の買い占めや輸出規制、資源価格の高騰、食料価格の高騰、円安等により、コストプッシュ型のインフレに苦しんでおり、資源、エネルギー、肥料、食料を自給できる体制の構築を急ぐ必要があります。 現在の状況に於いては、行政主導で食料生産の供給量を増加させることが必要であり、岐阜県庁が遊休農地を借り上げ、スマート農業機械を購入し、岐阜県職員にスマート農業機械を活用した農業をやって頂き、食料の生産量を増やす政策を行うことが必要であると考えます。 岐阜県警察の職員の鍛えられた肉体は農作業に向いているため、私は、岐阜県警察の職員を岐阜県庁の農政部に出向させ、「スマート農業部隊」として食料生産に従事して頂くことを提案します。	本県では、食料自給率の向上に向けて、農業生産の維持・増産を図る生産面の取組みと、県産農産物が優先購入されるよう、消費者意識の変革を図る消費面での取組みの両輪により推進することとしております。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、計画素案 8 ページについては、国の「国土強靱化基本計画」の内容であり、国において取り組む政策の方向性を参考情報として記載したものとなります。
15	自治体は、下水道事業やごみ処理事業から、エネルギー、肥料、建設資材等を生産することができます。 下水道事業では、神戸市がやっているように、メタンガス、リン酸カルシウムの肥料、建設資材用の「下水汚泥溶融スラグ」を生産することができます。 また、ごみ処理事業では、「溶融スラグ」と「溶融メタル」を製造する機能を有する「高効率ごみ発電施設」を整備すれば、「サーマル・リサイクル」による発電を行うことができ、さらに、焼却灰を加熱することで「溶融スラグ」と「溶融メタル」を製造し、「溶融スラグ」を建設資材や稲作用の肥料として活用可能となり、「溶融メタル」を金属材料として活用可能となるので、「エネルギー、肥料、建設資材等の自給率向上」、「パーフェクト・リサイクル」、「最終処分場の大幅な延命」を実現することができます。	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
16	8 頁目に、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」との記述があります。 情報セキュリティ上のリスクの低減と「デジタル主権」の確保は、重要な課題です。 岐阜県庁、岐阜県教育委員会、岐阜県警察が保有するパーソナルコンピュータのOperationSystem、Office Suite、メールソフト等を有償のソフトウェアから無償のOpen Source Softwareに切り替えるべきと考えます。 理由は、経費削減をしながら、情報セキュリティ上のリスクを低減し、特定のIT企業の製品に依存する状態から脱し、「デジタル主権」を確保することができるからです。	県では、無償のオープンソースソフトウェアを含め、情報セキュリティ上のリスク、経費等の様々な要素を総合的に勘案し、導入するソフトウェアを決定しています。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
17	4 0 頁にリニア中央新幹線に関する記述がありますが、今や、光通信、高速無線通信、スマートフォン、SNS、動画、ライブ配信、オンライン会議システム、テレワークが一般的となり、人間が高速移動をする必要性が薄れ、さらに、環境保全と省エネが求められる時代となりました。 岐阜県 瑞浪市 大湫町の水位低下が起こってしまった以上、リニア中央新幹線の計画そのものを中止すべきだと考えます。	リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）が国土交通大臣から営業主体及び建設主体に指名され、平成 2 6 年 1 0 月に工事実施計画の認可を受けて建設工事が行われています。 リニア中央新幹線は、東京・大阪間を約 1 時間で結び、日本の新たな国土の大動脈として経済社会を支える国家プロジェクトであり、将来の経年劣化が懸念される東海道新幹線の代替輸送ルートとして、災害に強い国土の形成に寄与することも期待されています。 岐阜県では、リニア中央新幹線の開業を県勢発展のチャンスと捉えており、開業効果を最大限に波及させるための地域づくりに取り組んでいるところですが、その前提として地域の自然環境や県民の皆様の生活が適切に保全される必要があると考えております。 なお、瑞浪市大湫町で発生した地下水位の低下事案については、岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会を開催し、JR 東海の対応について、環境保全の見地から専門家に審議いただいているところです。

番号	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
18	5 4 頁に、木曽川水系導水路に関する記述がありますが、長良川の水質が悪くなるリスクや、生態系が壊れるリスクがあることから、徳山ダムの水を長良川に流してはいけません。 したがって、木曽川水系導水路の計画は中止すべきだと考えます。	本事業は、徳山ダムに確保した水を異常渇水時に木曽川や長良川に導水し、流量を増やすことで可茂・東濃地域の渇水被害を大きく軽減するとともに、魚類等の生息環境の保全に資する本県にとっては重要な国家プロジェクトです。県としましては、着実に事業が推進されるよう今後も引き続き国及び水資源機構に対し強く働きかけてまいります。 ご指摘いただいた導水路事業の環境への影響については、県民の関心の高い長良川、木曽川の水環境を守ることが本県の一貫した姿勢です。特に長良川では、世界農業遺産である清流長良川の鮎への配慮が求められます。このため、事業実施に当たりましては、周辺地域への環境に十分配慮するよう、事業主体である水資源機構に対し、機会あるごとに強く申入れを行っております。
19	内容のよくわからない重要業績指標が多いが県がやりたいだけではないか。	いただいたご意見を踏まえ、各重要業績指標に基づく取組みについては、県民の皆様にご理解いただけるよう周知・啓発に取り組んでまいります。 また、本計画の具体的な取組みをまとめるアクションプランを毎年度策定することとしており、その策定の際には、重要業績指標について、各施策の取組み状況等も踏まえた上で、内容の精査や分かりやすい表現への修正に努めてまいります。